重要事項説明書

作成日 2023年07月01日

1 事業主体概要

事業主体名	株式会社ベネッセスタイルケア
代表者名	代表取締役 滝山 真也
所在地	〒 163-0905 東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 1 号 新宿モノリスビル
電話番号 / FAX 番号	03-6836-1111 / 03-6836-1101
ホームページアドレス	http://www.benesse-style-care.co.jp/
設立年月日	1995年09月07日
直近の事業収支決算額 ※	(収益) 126,443 百万円(費用)126,919 百万円(損失)476 百万円
会計監査人との契約	有 有限責任監査法人トーマツ
他の主な事業	介護保険指定事業(訪問介護、通所介護他)、保育事業

[※] 原則として、収益は売上高+営業外収益、費用は売上原価+販売費及び一般管理費+営業外費用、 損益は経常利益とする。

2 施設概要

施設名	メディカ	ルホーム。	グランダ逗子
所在地	〒 249-00	001 神奈	川県逗子市久木二丁目8番25号
	類型		■1介護付(■一般型 □外部サービス利用型) □2住宅型 □3健康型
	居住の権	利形態	■ 1 利用権方式 □ 2 建物賃貸借方式 □ 3 終身建物賃貸借方式
	入居時の	要件	□ 1 自立 □ 2 要介護 □ 3 要支援・要介護 ■ 4 自立・要支援・要介護
₩ = 1 × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	(その他の	つ条件)	(
施設の類型及び表示事項	介護保険		■1 指定介護保険特定施設 (番号 1472500931、指定年月日 2016年03月01日) □介護専用型 ■混合型 □混合型(外部サービス利用型) □地域密着型 □介護予防 □介護予防(外部サービス利用型) □2 介護保険在宅サービス利用可
	居室区分		■1 全室個室(夫婦等居室含む) □2 相部屋あり
	提携ホームの利用 等		□無 ■有 □ 1 提携ホーム利用可()□ 2 提携ホーム移行型()
開設年月日		2016年0	3月01日
電話番号 / FAX 番号 046		渋谷 親	房
		046-870-	046-870-6090 / 046-870-6091
メールアドレス -			
交通の便			7線「逗子駅」下車、徒歩 14 分(約 1,090m) 線「逗子・葉山駅」下車、徒歩 16 分(約 1,280m)
ホームページアド	レス	http://w	ww.benesse-style-care.co.jp/

	権利形態	≹ 場合の契約		告地 多党供地	初始	口字期供	444初分	
敷地概要※	(借地の地	場合の契約	」期間)	通常借地		□定期借	地关剂	
敖地陨安冷			3ける自動更新	条項の	有無)	□有	□無	
	敷地面積 抵当権の	· 130)設定	84.53 ㎡ □有 ■st	 				
	権利形態	3	□所有 ■イ					
	(借家のは	場合の契約	」形態) ■5 」期間) 201	通常借家	契約日20日	□定期借 ∃ ~ 2046 年 0	家契約	
	(通常借	家国の実際家契約によ	15月间) 20. 3ける自動更新	10 年 02	カ 29 F 有無)	■有		
建物概要	建物の構	事造 薄板 ·	軽量形鋼造 :	地上3階	建 1	棟 (耐火薬	建築物)	
建物概安			58 ㎡ (うち				58 m²)	
	建築年月改築年月		2016	年 02 月		Ĕ築 女築		
			用途	■有料老		・ム □その	他 ()	
	抵当権の		■有 □					
 居室概要	居室総数			員		6人(一時介護	室を除く)	
/ 1 主	■ 1 全	室個室(夫	:婦等居室含む			相部屋あり		
(内訳)			定員	トイ		浴室	面積	室数
		タイプ	1人			有/無	18.0 m ²	
	+	イプ	1人		無	有人無	26.4 m ² ~27.2 m ²	ļ.
	食堂(機能	能訓練室と	-	■有	□無	設置階 1階		166. 9 m ²)
		一般	浴槽	■有	□無	設置階 2階	沓・3 階 ()
	浴室	チェ	アー浴	□有	■無	設置階	()
	110 =	リフ	卜浴	■有	□無	設置階 1階	当 ()
		ストコ	ノッチャー浴	■有	□無	設置階 1階	当 ()
	便所			■有	□無	設置箇所	各居室、名	各階に共用
	洗面設備	Ī		■有	□無	設置箇所	各居室、名	各階に共用
	健康管理	室(事務室	医と兼用)	■有	□無	設置階 1階	当 (22.6 m²)
	談話室			■有	□無	設置階 2·	3階 (24.0 m²)
	多目的室	<u> </u>		■有	□無	設置階 1階	当 (8.1 m ²)
	応接室/i	面談室/相	談室	■有	□無	設置階 相詞	淡室:1 階 (15.0 m²)
共用施設概要	事務室(個	建康管理室	区と兼用)	■有	□無	設置階 1階	当 (22.6 m²)
	洗濯室			■有	□無	設置階 2階	当 (21. 3 m²)
	個人洗濯	室		■有	□無	設置階 2,3	8 階 (2.0 m ²)
	汚物処理	室		■有	□無	設置階 各陸	皆 (2.3~3.6 m²)
	看護・介	護職員室		■有	□無	2 階 設置階 2 階	当 ($\frac{2. \ 3 \ \text{m}^2}{2. \ 3 \ \text{m}^2}$)
								2. 3 m² ′ 166. 9 m²)
	機能訓練	寝(食堂と	:兼用)	■有	□無	他の共用施設と		100. 5 m /
	健康・生	きがい施	設	□有	■無	設置階	()
	緊急通報	装置		■有	□無			
	エレベー	-ター		■有	□無	1基(ストレッチョ	一搬入可	1 基)
	民宝のな	る区域の	前下柜	両手す	り設置	後の有効幅員		
		の区域(グ)		中廊下		(1.8m)
 消防設備概要	消火器 火災通報	1卦借	■有[■有 [□無 <u> </u>		動火災報知設プリンクラー	備 ■有 ■有	□無
1月例以 闸"列安	防火管理		■ 有 [<u>」無</u>]無		<u>, / / / / / / / / / / / / / / / / / / /</u>	= 行 ■有	
	① 無							
危険区域の指定	2 有	指定され	ている危険区	 域				
状況 	"	1 水害			災害	· 3 70	 D他 ()	1
 同一敷地内の併設	<u> </u> 施設又は	<u> </u>		<u> </u>	八口	0 (/ IE ()	
事業所等の概要	=====	なし	Dr. d.					

[※] 借地契約を締結していない場合は、敷地面積のみ記入する。

3 利用料概要

(1) 料金プラン

支払方式		□前	前払い方式	□月払レ		■選択方式			
敷金		※入居金型契約をご選択いただいた場合、敷金をお支払いいただく必要はございません。 あり ※月額支払型契約をご選択いただいた場合、(月額支払型契約の家賃相当額)×6ヵ月の 額または 500 万円を上限とした額を敷金としてお預かりします。							
金額		970	0,800~1,627	,800円	(非課税) ※保全対象タ	社に対	する不払いが	原状回復費用 存在する場合 金額を除き全	、当該不
プニンク	入居	金	月額利用料		A =15	内訳			
プラン名	(円)	(円)	管理費	介護 費用	食費	光熱 水費	家賃 相当額	その他
A1 タイプ 入居金 型契約_a	3, 780,	, 000	306, 710	105, 050	93, 500	29, 160	_	79, 000	_
A1 タイプ 入居金 型契約_基本	4, 980,	,000	286, 710	105, 050	93, 500	29, 160	_	59,000	_
A1 タイプ 入居金 型契約_b	6, 780,	,000	256, 710	105, 050	93, 500	29, 160	_	29, 000	_
A1 タイプ 入居金 型契約_c	7, 980,	,000	236, 710	105, 050	93, 500	29, 160	_	9, 000	_
A2 タイプ 入居金 型契約_a	4, 780,	,000	306, 710	105, 050	93, 500	29, 160	_	79, 000	_
A2 タイプ 入居金 型契約_基本	5, 980,	,000	286, 710	105, 050	93, 500	29, 160		59,000	
A2 タイプ 入居金 型契約_b	7, 780,	,000	256, 710	105, 050	93, 500	29, 160		29, 000	
A2 タイプ 入居金 型契約_c	8, 980,	,000	236, 710	105, 050	93, 500	29, 160		9,000	
A3 タイプ 入居金 型契約_a	5, 780,	,000	306, 710	105, 050	93, 500	29, 160		79, 000	
A3 タイプ 入居金 型契約_基本	6, 980,	,000	286, 710	105, 050	93, 500	29, 160		59,000	
A3 タイプ 入居金 型契約_b	8, 780,	,000	256, 710	105, 050	93, 500	29, 160		29, 000	
A3 タイプ 入居金 型契約_c	9, 980,	,000	236, 710	105, 050	93, 500	29, 160	_	9, 000	_
A4 タイプ 入居金 型契約_a	7, 770,	,000	371, 135	139, 975	93, 500	29, 160	_	108, 500	_
A4 タイプ 入居金 型契約_基本	8, 970,	,000	351, 135	139, 975	93, 500	29, 160		88, 500	
A4 タイプ 入居金 型契約_b	11, 970	, 000	301, 135	139, 975	93, 500	29, 160	_	38, 500	_
A4 タイプ 入居金 型契約_c	13, 170	, 000	281, 135	139, 975	93, 500	29, 160		18, 500	_
A1 タイプ 月 額支払型契約	0		389, 510	105, 050	93, 500	29, 160		161,800	_
A2 タイプ 月 額支払型契約	0		408, 510	105, 050	93, 500	29, 160	_	180, 800	_
A3 タイプ 月 額支払型契約	0		427, 510	105, 050	93, 500	29, 160	_	199, 800	_

A4 夕 額支	イプ 月 払型契約	0	533, 935	139, 975	93, 500	29, 160	_	271, 300	_				
	家賃相当額	居室およ 【月額支払 当社にお	型の家賃相当 ける入居金型勢	家賃相当額】 共用施設の家賃相当額で、近隣相場を勘案し設定しています。 ①家賃相当額】 る入居金型契約と月額支払型契約における退去率と一定期間の空室発生や一入居者当たり 費、原状回復費用等を踏まえて、長期にわたって安定的な経営ができるように設定してお									
	管理費	施設の維	を設の維持・管理費、水光熱費、厨房運営費等 で設め、おきでは、大きでは、1000円である。										
月額利用料の算定根拠	介護費用	40.0 時間 上回る人 ②要介護 はいただ 自立者生	D上乗せ介護費用:当ホームでは要介護者・要支援者2.5名に対し、常勤換算1名以上の職員体制(週0.0時間換算)をとっているほか、看護職員を24時間配置しています。この介護保険給付の基準を 上回る人員体制分の料金として算出した額としています。 ②要介護認定が自立の場合:「自立者生活支援費用」が適用になります。(この場合、上乗せ介護費用 よいただきません。) 自立者生活支援費用 115,500円 ※介護保険サービスの自己負担額は含まれていません。										
根拠	食費	(内訳:朝なお、所)	円、30 日で計算 対象 216 円、昼 定の期限までに 朝食、昼食、夕	食 324 円、夕 こ欠食の届ける	'食 432 円) をした場合は、	1 食単位で物			以下 (穏抜)				
			は、消費税率8										
	光熱水費	管理費に	含みます。										
	その他	なし	. VI fete o	to take a set)	III da Comercia	V.11.			0.0 57 /17 2/4				
前担(介)	ム金 護費用の前払	金除く)	入居金)	・条第 6 頃に 外の一時金	規定される 円 ~		3, 780, 000 円	~13, 170, 0	00 円(標準				
3	想定居住期間ス	スは償却期		外の 时並	LJ 10								
N 7	算定根拠		※あ※ま※置※にく入①=+が**算 ※1 (1) (1) (2) (3) (4,980, 4,98	当。眺にい表れの、(月居る既居標・プの目は、等の場の標定下賃の期*ホ期入 居円)ではが額が、にて合金準方の相家間2一間居 居円)ではが額が、第一、日間の間では、「はが額が、「はが額が、「はが額が、」ののの目をできます。「はが額が、「はが額が、「はが額が、」のの目をできます。「日本のでは、「日本の	は利用開始日 居金 利用開始日 日	月額 が 定 に 算 定継 統継で 場 1 る て 期る にてま 計続お 合 で 期る にてま 間場 算いす	用料として 居室が設する。 用者のは までは、 はでした。 ないでする。 では、 ないでする。 では、 ないでする。 では、 ないでする。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。	されている。 [°] 居室(定員 齢が満 75 歳 ベネッセス。 月と設定して	場合があり 2名)が設 以上の場合 タイルケア こおります。				
Ιſ	賞却開始日 返還対象とし	ない額	利用開始 < 75歳以 < 75歳末 ◇月次償: 数(1ヶ) 利用開始	30%) 1,49 日における利 人上の方>標 売満の方>標 却額に、利 月未満は1ヶ 日 0~3,951,00 1 想定居住其	利用者の満年 準入居金を 準入居金に、 準別始日から - 月に切り上	適用します。 以下の金 起算して、 げ。) を乗し した場合、	顔を加算した利用者の満 にた額	と金額を適用 75 歳の誕生	します。 日までの月				

	. 1 足入の償却士汁けいてのしわりです
契約終了時の返還金の 算定方法	・入居金の償却方法は以下のとおりです。 (標準入居金の場合) 利用者の年齢にかかわらず、利用開始日に、想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えてベネッセスタイルケアが受領する額として標準入居金の3割相当額を「利用開始時償却額」は返還対象外となります。 ※「利用開始時償却額」以外の入居金は、利用開始日の属する月から起算して、当該居室タイプの月次償却額を毎月償却します。 (標準入居金の場合の償却期間は60ヶ月です。) *1円未満の端数調整のため、1ヶ月目の月次償却額は通常月と異なる場合があります。 *月途中に利用契約が開始もしくは終了した月においては、30日で除した日割り計算にて算出します。
	(標準入居金の場合) 返還金は、利用者の年齢にかかわらず、契約終了日が償却期間を経過していない場合には、月次償却額に、「残月数(※)」を乗じた金額を返還します。このとき、利用契約または償却期間が月途中で終了する場合には、当該月における未償却日数分の返還額(月次償却額を30で除した日割り計算にて算出)と合計して返還します。当該返還金は、契約終了日と居室の明渡し完了日との、いずれか遅い日が属する月の翌々月末日までに、金融機関口座への振込みにより利用者に返還します。入居金の償却が完了し、入居金残高がない場合には、返還金はありません。また、追加の入居金を支払う必要もありません。。 ※「残月数」は、償却期間から利用開始日が属する月から起算して契約が終了または解約された日が属する月までの月数を減じた月数を指します。ただし、その計算結果が0以下となる場合、残月数は0とします。
短期解約の返還金の算定方式	契約が利用開始日から3ヶ月以内に終了した場合、入居金全額を利用者に返還します。この場合、月額施設利用料、介護費用、有料サービスの対価のほか、入居金にかえて利用開始日から契約終了日までの期間について「契約が3ヶ月以内に終了した場合の家賃相当額」をお支払いただきます。(この家賃相当額は、月額施設利用料に含まれる家賃相当額とは別にお支払いいただくものです。)
返還期限	契約終了日と居室の明渡し完了日との、いずれか遅い日が属する月の翌々月末日までに、金融機関口座への振込みにより返還します。返還金支払い時に利用者が生存している場合には、利用者に返還します。また、返還金支払い時に利用者が生存していない場合には、保証人の指定する金融機関口座に返還金を振込むことで返還します。
保全措置	□無 ■有 保全措置の内容 (銀行保証) 無の場合の理由
その他留意事項	入居金は非課税です。

(2) 月額利用料の取扱い

支払日	前月の利用に係る料金その他精算を必要とする費用に関する請求書を毎月 15 日までに
	「送付します。自動振替の場合は当月 26 日にご指定いただいた金融機関口座(法人名義の口座はご指定いただけません。)より引き落とし、お振込みの場合は当月 26 日までに指定口座にお振込み願います。
支払方法	※26日が金融機関の休業日の場合は翌営業日 ※自動振替またはお振込みについては、本店(本社)の所在地が日本国内であって、か
2012/12/12	つ、日本国内の支店の金融機関口座のご使用をお願いいたします。 (上記以外の金融機関口座による対応はいたしかねます) ※金融機関口座からの自動振替は収納代行会社を通じて行います。
	※金融機関口座からの自動振替を選択した場合も、金融機関での手続が完了するまでの 1~2ヶ月間は金融機関口座へのお振込みとなります。
その他留意事項	家賃相当額は非課税、それ以外は消費税対象となります。 *月途中に利用契約が開始もしくは終了した場合、当該月の共通費用は、1ヶ月を30日とする日割り計算にて算出します。

(3) 契約解約手続き		
事業主体から解約を求める場合	条件手続き	【ベネッセスタイルケアからの解約】 次の事由に該当ヶ月前に利用者および保証人に対して理由を を関対した書面によりできます。 ②利用者および保証人に対して対した書いることができます。 ②利用者が、利用者が、の規定を遵守しなかっし、があり、を防いてものできりには、一次のでは、利用者がよび保証人」の規定を遵守しなかった。 ③保証人が利用者が、利用料その他の支払いを1ヶ月以上滞納した。 ②利用契約「禁止または制限 される行為」の規定のいずとき。 ②保証人が利用書篇な感決法では感染を防・そを及ぼを力し、が、重常の介護にないな感染を防・その及ぼ定人が利用者ないと、 ②利用表には利用主篇な感決法では関係を支には保証と、 ③保証人が、重常の介護にないな感染を防・その及ぼを入所を適るとと、 ②利用者なが、重常の介護にないてのもで、 ③保証人が、重常の介護にないての他関して、 を防いて必要など、本体関して、 をののでに、 をののでに、 ののでに、 をのに、 ののでに、 ののでに、 ののでに、 ののでに、 ののでに、 ののでに、 ののでに、 ののでに、 ののでに、 ののでに、 ののでに、 ののでに、 ののでに、 ののでに、 ののでに、 ののでに、 ののでに、 ののでに、 ののでに、 のののに、 のので、
7 民学からの観幻子生期間	解約予告期間	3ヶ月
入居者からの解約予告期間		1ヶ月(入居金型契約の場合はいつでも)

(4) その他共通事項

	条件	・月額施設利用料および有料サービスの単価については、消費者物価指数及び 人件費、また諸種の経済状況の変化などを勘案し、事業の安定的継続の視点か ら、運営懇談会の意見を聞いて、改定する場合があります。
利用料の改 定	手続き	・介護保険給付費については、介護保険の介護給付基準が変更される場合には、それに応じて変動します。 ・上乗せ介護費用/自立者生活支援費用については、消費者物価指数および人件費、また諸種の経済状況の変化や介護保険制度の改正などを勘案し、事業の安定的継続の視点から、運営懇談会の意見を聞いて、改定する場合があります。 ・入居金、敷金、家賃相当額および介護保険給付費は消費税非課税です。それ以外の費用には消費税が課税されます。消費税率が改定になった場合は、改定の内容及び法令等の定めにしたがい、利用料も変更になります。
	る不在時におけ ⁽ (月払い)の取扱(1 減額なし(食材費・介護保険給付費以外の利用料) 2 日割計算で減額(介護保険給付費)、1食単位で減額(食材費) 3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額

消費税の対象外とする利用 料等	入居金、	敷金、	家賃相当額、介護保険に係る利用料
	1 無		
	2)有	期間	6 泊 7 日
体験入居の取扱い		費用	77,000円(税込) ※「6泊7日」の定額料金です。 ※介護保険は適用されません。 ※上記料金には食費、水光熱費、介護サービス費(ただし、個別の要望に基づく外出同行等を除く。)が含まれます。

4 サービスの内容 (1)全体の方針

		その方らしさに、深く寄りそう。					
運営に関する方針		ご利用者が「ご自分らしく生きること」を大切にしています。その方がどのような人生を歩まれ、何を望まれ、どのようなこだわりをお持ちなのか、心のありかを考えて、サービスのあり方を考えます。ご利用者が生きがいを感じながらホームでお過ごしいただくため、またご家族に安心してホームにおまかせいただくために、その方が持つ能力を最大限にいかしたサービスの提供を目指してまいります。					
サービスの提供内容の特色		お一人おひとりが望まれることを、できる限りかなえてさしあげられるために、最大限の努力をすることをこだわりとしています。おもてなしの心を持ったスタッフが、ホームで豊かな時間を過していただけるお手伝いをいたします。グラニー&グランダのホーム名は、英語で親しみを込めた言葉からきており、グラニーは"ばーば"、グランダは"じーじ"という意味で、楽しく生活していただけるよう心がけています。					
サービス提供の状況※		!					
入浴、排せつ又は食事の介	<u></u> r助	無 · (有)	健康管理の供与	無・有			
食事の提供		無・有	安否確認又は状況把握サービス	無・有			
洗濯、掃除等の家事の供与	j.	無・有	生活相談サービス	無・有			
月額利用料(介護費用、光熱	管理費	施設の維持・管	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
水費、家賃相当額を除く)に 含まれるサービスの内容・頻	食費	1日3食および茶菓子の提供					
度等	その他	なし					
業務の委託状況無・有		給食業務:株式会社 LEOC					
安否確認の方法・頻度等	1日1回	以上実施(定期的な巡回や介護サービス提供時)					
サービスの提供に伴う事故等が発生した場合の損害賠償保険等への加入		福祉事業者総合賠償責任保険					

※ 各サービスの詳細は別添1「介護サービス等の一覧」を参照してください。

(2) 介護を行う場所等

要介護に介護	護時(認知症を含む) 護を行う場所	各居室
替居まる室	居室から一時介護 室へ移る場合(判 断基準・手続、追加 費用の要否、居室 利用権の取扱い 等)	
三又は施設を	従前の居室から別 の居室へ住み替え る場合(同上)	
· を	提携ホームへ住み 替える場合(同上)	

(3) 医療の提供状況等

	名称	医療法人 徳州会 葉山ハートセンター
	<u>√11 1/1/1</u>	医療伝人 徳州芸 巣山ハートセンター 循環器内科、心臓血管外科、麻酔科、外科、内科、リハビリテーション
	┃ ┃診療科目	循環器内科、心臓血管外科、麻酔科、外科、内科、リバビリケーション 科、美容外科、形成外科、消化器内科、放射線科、腎臓内科、脳神経外
	100/K/11 D	科、救急科、リハビリテーション科、心療内科、精神科
	所在地	神奈川県三浦郡葉山町下山口 1898-1
切力医療機関 (サルマギ	日本は、アンドル・エー	約 6. 2km (自動車で約 18 分)
協力医療機関(又は嘱託 医)の概要及び協力内容		
		協力医療機関は、ホームの要請に応じて、利用者の入院・外来受診の受力に対していた。
		入れを行います。ただし、受入れの可否、時期、条件等については、利 用者の身体状況や協力医療機関の診療体制、混雑状況等に応じての対応
	協力内容	
		利用者が協力医療機関を受診する場合には、利用者と医療機関の直接の
		診療契約が必要です。(医療費は利用者負担)
	名称	 医療法人 リファインネット 金沢文庫南クリニック
	診療科目	内科
	所在地	神奈川県横浜市金沢区寺前 1-1-28 N ビル 2F
	距離及び所要時間	約9.1km (自動車で約30分)
 協力医療機関(又は嘱託		所3.1Aiii (日勤年で所300 万)
		協力医療機関の医師は、ホームからの、利用者の健康管理等に関する相
D V M 女人 M / J F J AF		談に応じます。また緊急時には、利用者が適切な治療、入院加療または、健康管理が受けられるとき、可能も関い、カースからの知識に応じると
	協力内容	健康管理が受けられるよう、可能な限り、ホームからの相談に応じると 共に、他の近隣医療機関等の紹介に努めます。
		利用者が協力医療機関を受診する場合には、利用者と医療機関の直接の
		診療契約が必要です。(医療費は利用者負担)
	名称	 医療法人 湘和会 湘南記念小坪クリニック
	診療科目	内科、整形外科、外科、眼科、リハビリテーション科、形成外科
	所在地	神奈川県逗子市小坪 3-2-1
	距離及び所要時間	約 2. 6km (自動車で 9 分)
 協力医療機関(又は嘱託		
医)の概要及び協力内容		協力医療機関の医師は、ホームからの、利用者の健康管理等に関する相
	協力内容	談に応じます。また緊急時には、利用者が適切な治療、入院加療または 健康管理が受けられるよう、可能な限り、ホームからの相談に応じると
		共に、他の近隣医療機関等の紹介に努めます。
		利用者が協力医療機関を受診する場合には、利用者と医療機関の直接の
		診療契約が必要です。(医療費は利用者負担)
	名称	さくら在宅クリニック
	診療科目	内科
	所在地	神奈川県逗子市桜山 2-2-54
	距離及び所要時間	約2.3km (自動車で8分)
 協力医療機関(又は嘱託		
医)の概要及び協力内容		協力医療機関の医師は、ホームからの、利用者の健康管理等に関する相 談に応じます。また緊急時には、利用者が適切な治療、入院加療または
		健康管理が受けられるよう、可能な限り、ホームからの相談に応じると
	協力内容	共に、他の近隣医療機関等の紹介に努めます。
		利用者が協力医療機関を受診する場合には、利用者と医療機関の直接の
		診療契約が必要です。(医療費は利用者負担)
	・疾病・負傷等に	より治療が必要となった場合には、利用者の意思を確認し、保証
		協力医療機関、近隣の診療所等の受診に協力します。協力医療機
		療は、原則、ご利用者・ご家族にてご対応をお願いいたします。
入居者が医療を要する場		者の負担となります。 とする場合は、利用者の意思を確認し、保証人の同意を得て、医
		より、近隣病院への入院の協力をいたします。入院による不在が
	6ヶ月(入居金型	契約の場合)または3ヶ月(月額支払型契約の場合)を超えた場
		について、ホームよりご利用者/ご家族にご相談させていただき
合の対応※	より。	少 の台切しかります
		者の負担となります。 5ける利用料の取扱いについては、「2泊3日以上の不在時の扱い」
	に準じます。	OF STANDALLS WINE LE SE CIPÉ. 5 HO H WIT AND LITTED AND A
	・夜間・緊急時の	対応については、ホーム利用開始時に、「夜間・緊急時対応確認
		出いただき、連絡先・対応方法を確認します。
		あくまで「人命尊重」の原則に従って緊急時対応を行います。ご かなかった場合、ご家族からの指示をいただかないうちに、救急
		がなかった場合、こ家族からの指示をいたたかないうらに、救急手術などの医療処置におよぶ場合があります。
		受別がよりと別と直にわるが場合があります。 機関の選定、費用負担、長期に入院する場合の対応等。

※ 入居者の意思確認、医師の判断、医療機関の選定、費用負担、長期に入院する場合の対応等。

5 職員体制 (1)職種別の職員数等

			職員数		常勤換算	夜間勤務職員数 (20時30分~翌07時00分)	備考(兼務・委託等)
			常勤	非常勤	人数	(最少人数)	() () () () () () () () () ()
	管	理者	1	0	1.0		
	生	活相談員	3	0	1.0		介護職員
	介記	護職員	13	15	21. 9	2	生活相談員
	看	護職員	3	13	6. 3	1	
従	機	能訓練指導員	0	1			
従業者		理学療法士	0	1			
有		作業療法士	0	0			
内訳		言語聴覚士	0	0			
訳		その他	0	0			
	計ī	画作成担当者	0	1			
	栄	養士					外部委託
	調	理員					外部委託
	_	務職員	0	3			
	そ	の他職員	0	3			
合計			20	36	\	3	

(2) 職員の状況

	職員♡										
管理を	旨	他の職務との兼務					1 8	あり (2	なし		
		資格等		1	(1) あり						
					資格等の	名称		介護	職員初任	者研修	
				2	なし						
		看護	職員	介護	職員	生活村	目談員	機能訓練	東指導員	計画作	□成担当者
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度 の採用		2	0	5	1	0	0	0	0	0	0
前年度 の退職		5	0	3	3	0	0	0	0	0	0
業	1年未満	2	11	2	5	0	0	0	0	0	0
務に従	1年以上 3年未満	1	2	6	1	0	0	0	0	0	1
た職員の	3 年以上 5 年未満	0	0	3	2	1	0	0	0	0	0
応じた職員の人数業務に従事した経験年数	5 年以上 10 年未満	0	0	2	7	2	0	0	1	0	0
がに	10 年以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
従業和	4の健	康診断の	実施状況	1	あり	2 なし					

(3)介護職員の保健福祉に係る資格取得状況

社会福祉士	0人	介護福祉士実務者研修修了者	0人
介護福祉士	19 人	介護職員初任者研修修了者	9人
介護支援専門員	0人	資格なし	0人

6 入居状況

この項目の情報は、2023年7月の情報です。

入居者数及び定員	54 人 (定	56 人)			
	性 別	男性	10 人	女性	44 人
入居者内訳	介護の 要否別	自立 要介護 要介介護 要介介 要子介 要子 要子 要子 要子 要子 要子 要子 要子 要子 要子 要子 要子 要子	0 人 42 人 12 人 5 人 8 人 11 人 6 人 12 人 7 人 5 人		
平均年齢	90.3歳(男性 90	.1歳 女性	90.3歳)	

注)介護の要否別及び平均年齢については、入居者数が少ない等の状況により、個人が特定される場合には、プライバシー保護の観点から記入する必要はない。

7 退去者状况等

この項目の情報は、2023年7月の情報です。

<u>/ </u>		
	自宅等	0 人
(前年度における	社会福祉施設	1人
退去者の状況)	医療機関	1人
	死亡者	12 人
	その他	0人
生前解約の状況	施設側の申し出	0人
(前年度における 退去者の状況)	入居者側の申し出	2 人

8 その他運営体制

8 ての他連呂仲制	
運営懇談会の実施状況	1 無 2 有 1 代替措置あり () 2 代替措置なし
高齢者の居住の安定確保に 関する法律第5条第1項に 規定するサービス付き高齢 者向け住宅の登録	1 あり ② なし
苦情解決の体制(相談、責任 者、連絡先、第三者機関の連 絡先等)	 ・当ホーム内:ホーム長 046-870-6090 ・(株)ベネッセスタイルケア ご意見受付窓口 0120-251-662 (平日 09:30-18:00 定休日 土日、祝日、年末年始) ・逗子市 高齢介護課 046-872-8116 ・神奈川県 福祉子どもみらい局 高齢福祉課 045-210-1111(代表番号) (平日 09:00-17:00 定休日 土日、祝日、年末年始) ・神奈川県国民健康保険団体連合会 045-329-3447 ・鎌倉保健福祉事務所 0467-24-3900(代表番号)
事故発生時の対応(医療機関 等との連携、家族等への連絡 方法・説明等)	・ベネッセスタイルケアは、利用者の病状の急変、その他の事故が発生した場合には、速やかに保証人や利用者の家族に連絡をとるとともに、主治の医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。 ・ベネッセスタイルケアは、状況、処置等の記録を残し、必要に応じて市区町村へ報告します。 ・ベネッセスタイルケアは、対処方法について、ホーム内で対応マニュアルを定めており、都度その原因を解明し、再発生しないように対策を講じます。
生活保護受給者の受入れ対 応	■否 □可

身元引き受け人等の条件及 び義務等	・利用者には保証人を1名定めていただきます。保証人は個人とします。 ・当ホームの利用契約から生ずる、利用者のすべての債務の連帯保証 (但し、保証人が利用者と連帯して保証する金額には、限度額を定めています。 詳細については、利用契約書を参照願います。) ・利用契約終了時の利用者の身柄引取り ・介護サービス提供計画書(生活プラン)への同意の協力 ・利用者の治療、入院に関する手配の協力 ・利用者の治療等に関して、医療機関から医療同意を求められ、利用者がその 意思を示すことができない場合、利用者に代わってその対応および手続きを行 うこと ・利用契約終了時に利用者が生存していない場合の、返還金等の返還先口座の 指定 等 ※保証人が上記義務の履行が困難になった場合には、利用者は新たな保証人を 速やかに選定し、ベネッセスタイルケアに通知します。			
公益社団法人全国有料老人 ホーム協会及び同協会の入	協会への加入 ■無 □有			
居者生活保証制度への加入 状況	入居者基金への加入 ■無 □有			
利用者アンケート調査、意見 箱等利用者の意見等を把握	実施日 毎年12月頃			
する取組みの状況	結果の開示 □無 ■有			
第三者による評価の実施状 況	無			
看取りの対応	利用者や利用者の家族のご希望に応じ、協力医療機関の医師も含めて話し合いの場を持ち、利用者・家族の状況および当ホーム・かかりつけ医療機関等の体制を考慮の上、看取り対応の可否を個別に判断いたします。したがいまして、看取りの対応に関しましては、利用者および保証人の意向に添えない場合があります。			

9 情報開示

~ λ	重要事項説明書の公開	■公開(□閲覧	■写し交付)	□非公開
の居	入居契約書の公開	■公開(□閲覧	■写し交付)	□非公開
情 希 望	管理規程の公開	■公開(□閲覧	■写し交付)	□非公開
開者	財務諸表の公開	■公開(■閲覧	□写し交付)	□非公開
示 等	事業収支計画の公開	□公開(□閲覧	□写し交付)	■非公開

添付書類:(別添)「介護保険サービスに関する給付体制等の一覧表」(介護付の場合のみ)

(別添1)介護サービス等の一覧表・有料サービス一覧表 (別添2)「短期利用のサービス等の概要」(設定がある場合のみ) (別添3)「神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表」

重要事項説明書及び添付書類の各項目に ついて説明を受け、理解しました。 年 月 日 利用者署名 印 保証人署名 印

説明者職・氏名	
_職	
氏名	印_
	i

1 給付体制等の概要

介護保険施設種別	□ 1 介護専用型 □ 4 地域密着型	■2 混合型 □5 介護予防		型(外部サービス利用型 予防(外部サービス利月		
	利用者ごと、要介	護(要支援)認定の	の結果に応じ	て、以下のようになり	ます。	
	第(I)(12単位/ 原(I)(12単位/ 原(I)(12単位/ 原(I))(12単位/ 原(I))(12単位/ 原(I))(12単位/ 原(I))(12単位/ 原(I))(12単位/ 原(I))(12単位/ 原(I))(12単位/ 原(I))(12単位/ 原)(I))(12世位/ 原)(I))(12世位/ 原 (I))(12世位/	グ日)」「生活機能に グ目)」「生活機能に 」「サービス提供体 36 単位/日)」「即 ADL維持等プ ADL維持ップ です。 「みです。 「みです。 「みです。 「みです。 でよのでも はな言れる。 ではなませる。 はなませる。 はないませる。 はないませる。 はないませる。 はないません。 はない。	可上連携加算 上連携加算 上連携加算 は (II) (60 単 60	関連携加算」「個別機能 (Ⅱ)(100単位/月)」 (Ⅰ)(22単位/日)」「 制加算」「介護職員等常立/月)」「科学的介護推 点がた1割負担の方の場 別機能訓練加算(Ⅱ)」 八居継続支援加算」「A ついては「入居継続支 は算定できない為、下 て実際の自己負担額と 割の場合の概ね2倍の ります。	「介居処体に 腔 上加に な 護継遇制お ・ 維算も る	
	1472230 01	月額	自己		1	
	要介護 1	213, 772 F		21, 378 円	-	
	要介護 2	237, 044 F		23, 705 円	1	
	要介護3	261, 718 F	9	26, 172 円		
	要介護4	284, 284 F	9	28, 429 円		
人 -#* /ロ PA) - ゲ マ イ (田) ()	要介護 5	要介護 5 308,611		30,862 円	_	
介護保険に係る利用料 (介護保険給付費の自己負	 各種加算の状	況				
担額は、介護保険の「負担	身体拘束廃止	取組の有無	□減算型 ■基準型			
割合証」に記載されている自己負担割合に基づき計算	退院・退所時		■有□無		†	
された金額が自己負担)	入居継続支援		■有□無	□ (I)]	
				■ (I)	-	
	生活機能向上		□有 ■無		_	
	個別機能訓練		□有 ■無		1	
	夜間看護体制		■有 □無		1	
	1 1 1 1 1 1	入居者受入加算	■有 □無		1	
	医療機関連携		■有□無		4	
	口腔衛生管理		■有□無		4	
		クリーニング加算			4	
	看取り介護加	异 *2	■有 □無	□ (I)	4	
	認知症専門ケ	ア加算	□有 ■無		1	
	サービス提供	体制強化加算 *1	□有 ■無			
	ADL 維持等加	算(申出)の有無	□有 ■無		1	
	科学的介護推		□有 ■無		1	
				■ I	1	
	介護職員処遇	改善加算	■有 □無		1	
]	
	企業職員	定処遇改善加算	■有 □無	■ I]	
]	
	介護職員等ベー	スアップ等支援加算	■有 □無			

- *1 入居継続支援加算とサービス提供体制強化加算の両方を算定できる場合、要介護の方は「入居継続支援加算」を適用し、要支援の方には「サービス提供体制強化加算」を適用します。
 *2 本施設においては、利用者・家族の状況および本施設・かかりつけ医療機関等の体制を考慮の上、看取り対応の可否を個別に判断いたします。したがいまして、看取りの対応に関しましては、利用者および保証人の意向に添えない場合があります。また、上記の条件を満たした上で本施設において看取りを行う場合であって、かつ看取り介護加算を算定する場合には、本施設は、あらかじめ利用者および保証人に対して説明いたします。

利用者ごと、要介護(要支援)認定の結果に応じて、以下のようになります。

※「基本報酬」に、「夜間看護体制加算」「医療機関連携加算」「個別機能訓練加 算(I)(12 単位/日)」「生活機能向上連携加算(II)(100 単位/月)」「介護職員処遇改善加算」「サービス提供体制強化加算(I)(22 単位/日)」「入居継 続支援加算(I)(36 単位/日)」「口腔衛生管理体制加算」「介護職員等特定処遇 改善加算(I)」「ADL維持等加算(Ⅱ)(60単位/月)」「科学的介護推進体制 加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」を含めた1割負担の方の場合にお ける自己負担額(目安)です。

「看取り介護加算」「退院・退所時連携加算」「個別機能訓練加算 (Ⅱ)」「口腔・ 栄養スクリーニング加算」は含まれていません。

要支援1・2については「夜間看護体制加算」「入居継続支援加算」「ADL維 持等加算」は含まれていません。要介護1~5については「入居継続支援加算」 を算定する場合は「サービス提供体制強化加算」は算定できない為、下表にも 含まれていません。

なお、下表の金額は算定した加算の内容等によって実際の自己負担額と異なる 場合があります。

※自己負担割合が2割の場合の自己負担額は、1割の場合の概ね2倍の金額に、 3割の場合は、1割の場合の概ね3倍の金額になります。

介護予防特定施設入居者生活介護

	月額	自己負担額 (1 割負担の場合)
要支援1	79,092 円	7,910 円
要支援2	124, 572 円	12, 458 円

各種加算の状況

身体拘束廃止取組の有無	□減算型 ■	基準型
生活機能向上連携加算	□有 ■無	□ (II)
個別機能訓練加算	□有 ■無	
若年性認知症入居者受入加算	■有 □無	
医療機関連携加算	■有 □無	
口腔衛生管理体制加算	■有 □無	
口腔・栄養スクリーニング加算	□有 ■無	
認知症専門ケア加算	□有 ■無	□ (II)
サービス提供体制強化加算 *1	■有□無	□ (II) □ (II)
科学的介護推進体制加算	□有 ■無	
介護職員処遇改善加算	■有 □無	■ I □ II □ III
介護職員等特定処遇改善加算	■有 □無	■ II
介護職員等ベースアップ等支援加算	■有 □無	

(介護保険給付費の自己負 担額は、介護保険の「負担 割合証」に記載されている 自己負担割合に基づき計算 された金額が自己負担)

介護保険に係る利用料

*1 人居継続支援加算とサービス提供体制強化加算の両方を算定できる場合、要介護の方は「入居継続支援加算」を適用し、要支援の方には「サービス提供体制強化加算」を適用します。
*2 本施設においては、利用者・家族の状況および本施設・かかりつけ医療機関等の体制を考慮の上、看取り対応の可否を個別に判断いたします。したがいまして、看取りの対応に関しましては、利用者および保証人の意向に添えない場合があります。また、上配の条件を満たした上で本施設において看取りを行う場合であって、かつ看取り介護加算を算定する場合には、本施設は、あらかじめ利用者および保証人に対して説明いたします。

2 要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制

(特定施設入居者生活介護事業者(介護予防特定施設入居者生活介護を含む)の指定を受けた施設のみ記入。 利用者数の「前年度の平均値」及び職員数の「常勤換算方法」等については、指定居宅サービス等の事業の人 員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)等の規定によること)

この項目の情報は、2023年7月1日時点の情報です。

		前々年度の平均値	前年度の平均値	今年度の平均値※3
要支援者の人数		13. 4	15. 5	12. 7
要介護者の人数		38. 5	35. 8	37. 2
指定基準上の直接処遇職 人数※1	員の	14. 2	13. 5	13. 7
配置している直接処遇職 人数※2	員の	27. 2	28. 0	28. 6
要支援者・要介護者の合語 に対する配置直接処遇職 人数の割合		1.6:1	1.5:1	1.5:1
常勤換算の考え方	常勤職	哉員が勤務すべき時間数で	除して算出	
介護職員 従業者の勤務体制の概要 看護職員		日勤① 08:30~17: 日勤② 09:00~18: 遅番① 11:00~20: 遅番② 11:30~20: 夜勤 16:00~翌]	30 00 00 30 10:00	

^{※1} 常勤換算後の人数。 ※2 常勤換算後の人数。自立者対応の人数を除く。

^{※3} 今年度の平均値は作成日の前月までの平均値。

別添1

《介護サービス等の一覧表》 (新G 03

※ 以下はあくまで目安であり、利用者によって内容が異なる場合があります。

利用料に含まれるサービス=◎ 利用料に含まれない有料サービス=○ 利用者の実費負担=△

	料に含まれるサービス=◎ 要介護(要支援)		自	立	要支援 1		要支援 2	
-	У Л IQ	認定結果	利用料に含む	含まれない	利用料に含む	含まれない	利用料に含む	含まれない
	巡 回	昼間6時~18時	_	_	◎ (2回)		◎ (2回)	
		夜間 18 時~6 時	○ (必要に応じ)		◎ (1回)		◎ (3回)	
-	食事介助	配膳・下膳	©		(0	
		食事介助	_		_	_	◎ (必要に応じ)	
ŀ	排	排泄介助				_	◎ (必要に応じ)	
	泄	おむつ交換	_	_	_	_	_	_
	仆	おむつ代		Δ		Δ		Δ
介	入巡	入浴介助※	0	_	©		0	
介護サービス	浴等	清拭※	_	_	_	_	_	_
ービス		体位交換	_	_	_	_	_	_
	身辺介助	居室からの移動	_	_	_	_	◎ (必要に応じ)	
		衣類の脱着				_	◎ (必要に応じ)	
		身だしなみ介助		_	_	_	◎ (必要に応じ)	
	/同院 行助	協力医療機関	0		©		0	
		その他医療機関		0		0		0
	機能訓練		0		0		0	
	緊急時対応/ ナースコール		0		0		0	
		清掃(週2回)	0		0		0	
生活出	家事	洗濯 (必要に応じ)	©		©		0	
וֹ	理美容			Δ		Δ		Δ
活サービス	買物代行		◎(週1回定期)	0	◎(週1回定期)	0	○(週1回定期)	0
	各種手続代行			0		0		0
健康	定期健康診断 (年1回)		0		0		0	
健康管理サービス	健康相談		0		0		0	
サージ	生活相談		0		0		0	
ス	医師の)往診		△ (医療費)		△ (医療費)		△ (医療費)
入 院 時	医療費			Δ		Δ		Δ
	入退院	に時移送サービス		Δ		Δ		Δ

[※] 入浴および清拭の機会の提供は1週間につき2回です。

入浴にあたっては、原則、職員を配置し、見守り・介助等をさせていただくこととしております。なお、 お一人での入浴をご希望の場合は、「同意書」を締結いただきます。 ※ 以下はあくまで目安であり、利用者によって内容が異なる場合があります。 利用料に含まれるサービス= \bigcirc 利用料に含まれない有料サービス= \bigcirc 利用者の実費負担= \triangle

[巡 回 -	認定結果 昼間 6 時~18 時	利用料に含む	含まれない	4il III ilol) = 스크			
[昼間 6 時~18 時		Д 04,4 04.	利用料に含む	含まれない	利用料に含む	含まれない
[◎ (2回)		◎ (2回)		◎ (2回)	
7		夜間 18 時~6 時	◎ (3回)		◎ (3回)		◎ (3回)	
	食	配膳・下膳	0		0		0	
	食事介助	食事介助	◎ (間接介助)		○(主に間接介助 /必要により 直接介助)		○ (主に直接介助)	
<u>-</u>	排	排泄介助	◎ (間接介助)		○(主に間接介助 /必要により 直接介助)		○ (主に直接介助)	
Ì	泄	おむつ交換	_	_	_	_	0	
		おむつ代		Δ		Δ		Δ
1 企	入浴等	入浴介助※	0		0		0	
介護サービス	等	清拭※			_	_	0	
ビ		体位交換	_	_	_	_	_	_
	身	居室からの移動	◎ (間接介助)		◎ (主に間接介助 /必要により 直接介助)		○ (主に直接介助)	
ì	身辺介助	衣類の脱着	◎ (間接介助)		◎ (主に間接介助 /必要により 直接介助)		○ (主に直接介助)	
		身だしなみ介助	◎ (間接介助)		◎ (主に間接介助 /必要により 直接介助)		○ (主に直接介助)	
	/ 同行 助	協力医療機関	0		0		0	
同 行		その他医療機関		0		0		0
	機能訓練緊急時対応/ナースコール		0		0		0	
5			0		0		0	
1 L.		清掃(週2回)	0		0		0	
生活サービ	家事	洗濯(必要に応じ)	©		©		0	
ĺį	理美容			Δ		Δ		Δ
ス _゚	買物代行		◎(週1回定期)	0	◎(週1回定期)	0	◎(週1回定期)	0
	各種手続代行			0		0		0
健康	定期健康診断 (年1回)		0		0		0	
管 例	健康相談		0		0		0	
健康管理サービス	生活相談		0		O		0	
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	医師の	の往診		△ (医療費)		△ (医療費)		△ (医療費)
及	医療			Δ		Δ		Δ
入院 時	入退院時移送サービス			Δ		Δ		Δ

[※] 入浴および清拭の機会の提供は1週間につき2回です。 入浴にあたっては、原則、職員を配置し、見守り・介助等をさせていただくこととしております。なお、お一人での入浴をご希望の場合は、「同意書」を締結いただきます。

※ 以下はあくまで目安であり、利用者によって内容が異なる場合があります。

	要介護(要支援)		要介護 4		日本の美質負担=△ 要介	要介護 5		
		認定結果	利用料に含む	含まれない	利用料に含む	含まれない		
	巡	昼間6時~18時	◎ (2回)		◎ (2回)			
	口	夜間18時~6時	◎ (3回)		◎ (3回)			
	食事	配膳・下膳	0		0			
	食事介助	食事介助	○ (主に直接介助/必要 により全面介助)		◎ (主に全面介 助)			
	排	排泄介助	○ (主に直接介助/必要 により全面介助)		◎ (主に全面介 助)			
	泄	おむつ交換	0		0			
		おむつ代		Δ		Δ		
介	入浴等	入浴介助※	0		0			
介護サービス	等	清拭※	0		0			
-ビス	身辺介助	体位交換	0		0			
		居室からの移動	○ (主に直接介助/必要 により全面介助)		◎ (主に全面介助)			
		衣類の脱着	○ (主に直接介助/必要 により全面介助)		◎ (主に全面介 助)			
		身だしなみ介助	○ (主に直接介助/必要により全面介助)		◎ (主に全面介助)			
	/通 / 院	協力医療機関	©		©			
	/同行 通院介助	その他医療機関		0		0		
	機能訓練		0		0			
	緊急時対応/ ナースコール		0		0			
el .		清掃 (週2回)	0		0			
生活サービス	家事	洗濯 (必要に応じ)	©		0			
ĺ	理美容			Δ		Δ		
ビス	買物代	行	◎(週1回定期)	0	◎(週1回定期)	0		
	各種手	続代行		0		0		
健康	定期健康診断 (年1回)		O		0			
健康管理サービス	健康相談		©		0			
	生活相	談	0		0			
	医師の	往診		△ (医療費)		△ (医療費)		
入险	医療費	7		Δ		Δ		
入 院 時	入退院	足時移送サービス		Δ		Δ		

[※] 入浴および清拭の機会の提供は1週間につき2回です。

入浴にあたっては、原則、職員を配置し、見守り・介助等をさせていただくこととしております。なお、 お一人での入浴をご希望の場合は、「同意書」を締結いただきます。

(税込)

No.	項 目	内容/基準	単価
1	 ご家族等の利用者居室での宿泊(※) ※ご家族等が、一時的に利用者居室に宿泊することができるサービスです。このサービスは、以下の限定的期間において、ベネッセスタイルケアが事前に認めた場合に限り、ご利用いただけます。・利用開始時・終末期の看取り時なお、利用者不在時のご家族だけの宿泊は認められません。 *施設・設備利用料です(寝具・リネン類はホームにてご用意します)*食事は含まれません *前日までの申込みが必要です(ご利用者の急な体調変化に伴う付き添い希望の場合等はご相談ください) 	1泊2日 1名あたり	1,100 円
		朝食	462 円
	ご家族等への食事の提供	昼食	583 円
2	*1週間前までの申込みが必要です *申込期限を過ぎてのキャンセルはキャンセル料(全額)をいただき	夕食	935 円
	* 中込期限を適さ (のキャンセルはキャンセル科 (主領) をいたださます	おやつ	110 円
		イベント食	1,650 円
3	外出時の同行 外出時の同行については、ご入居者・ご家族様にて付添い人のご手配をお願いします。手配が困難な場合や、やむを得ない事情により当社にて対応させていただいた場合の費用になります。ただしホームの協力医療機関への通院同行は無料です。 *事前の申し込みが必要です	30分	1,980 円
	** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	30分を超える。 げてご請求します	
	各種手続き代行 *事前の申込みが必要です	30分	660 円
4	*スタッフの手配の状況によってはお受けできない場合もあります *手続きに要するホームから現地への往復に要した時間も含みます *往復の交通費実費が別途かかります	30分を超える。 げてご請求します	* *
5	買物代行 *事前の申込みが必要です*スタッフの手配の状況によってはお受けできない場合もあります*ホームで定期的に行う買い物代行サービス(週1回)は無料です*近隣で購入できるものに限ります	1 回	220 円

※ 上記 $1 \sim 2$ のサービスはホーム利用者のご家族等に提供するもの、上記 $3 \sim 5$ のサービスはホーム利用者ご本人に提供するものです。

別添3 作成年月日 2023年7月1日

ホーム名: メディカルホームグランダ逗子

神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表

(本表は、指導指針の「建物の規模及び構造設備」の**主な**項目について、適合の有無を確認するものです。)

No.	指針項目	設備の有無	適合·不適合	<u>不適合</u> となっている項目についてチェック	備考(代替措置・改善計画等)
				□ 個室ではない(相部屋がある)。	
1	居室 (一時介護室)		適合	□ 面積が13㎡以上(夫婦等居室は一人当たり10.65㎡以上)ない。	
	(117 改主/			□ 界壁で区分されていない。	
2	食堂	有	適合	□ 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有していない。	
				(居室内に設置していない場合)	
3	浴室	有	適合	□ 全ての入居者が利用できる適当な規模・数を設けていない。	
٦	石王	Ħ		(要介護者等を入居対象とする場合)	
				□ 身体の不自由な者が使用するのに適していない。	
				□ 常夜灯がない。	
				□ 手すりがない。	
4	便所	有	適合	(居室内に設置していない場合)	
				□ 居室の近くにない。	
				□ 全ての入居者が利用できる適当な規模・数を設けていない。	
5	洗面設備	有	適合	(居室内に設置していない場合)	
<u> </u>	20 HO Min	.,		□ 全ての入居者が利用できる適当な規模・数を設けていない。	
6	汚物処理室	有	適合	□ 居室のある階ごとに設置していない。	
7	面談室	有	適合	│ │□ プライバシーの保護に配慮した構造になっていない。 │	
8	医務室 (健康管理室)	有			
9	看護·介護職員室	有			
10	機能訓練室	有			
11	談話室	有			
12	洗濯室	有			
13	エレベーター	有			
14	スプリンクラー	————— 有			
 15	 健康・生きがい 施設	無			
_	旭叔			 (未設置箇所)	※一時介護室
16	緊急通報装置	有	適合	○	は設置していま
	71.00 AE TIMAX IE	F	_ ~= -	□ 脱衣室 □ 便所	せん。
				□ 廊下幅が1.8m(1.4m※)以上ない。	
17	廊下		適合	※すべての居室が個室で、床面積が18㎡以上であって、 かつ、居室内に便所及び洗面設備が設置されている 場合は廊下の有効幅員は1.4m以上とすることができる。	
18	居室等の出入口		適合	□ 引き戸やドアハンドル等を備えていない。	

その他(上記項目以外の主な指針不適合事項)

(県の規定1)利用料等の改定のルールを入居契約書において明らかにしておくとともに、利用料等の改定に当たっては、その根拠を入居者に 明確にして同意を得ること。

(当社の規定1)当社では「消費者物価指数及び人件費、また諸種の経済状況の変化などを勘案し、事業の安定的継続の視点から、運営懇談 会の意見を聞いて、改定する場合があります。」と定めております。

(県の規定2)設置者の契約解除の条件は、原則として次の事由のいずれかに該当し、かつそのことが契約をこれ以上将来にわたって維持す ることが社会通念上著しく困難と認められる場合に限定すること。

- ① 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき
- ② 月額の利用料その他の支払いを正当な理由なく一定期間以上連続して遅滞するとき ③ 施設の利用において入居者に禁止又は制限をしている規定に違反し是正しないとき
- ④ 入居者の行動が他の入居者に危害を及ぼすおそれがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法等ではこれを防止することができない とき

(当社の規定2)当社では上記4つの事由以外にも事業者からの解約事由を定めております。詳細は「利用契約書」をご参照ください。

(県の規定3)契約解除の通告に90 日程度の十分な予告期間をおくこと。

(当社の規定3)当社では「利用者自身、他の利用者あるいはベネッセスタイルケアの従業員の心身または生命に危害を及ぼすおそれがある とき、または他の利用者への本件サービスの提供に著しく悪影響を及ぼすときは、3ヶ月前に理由を示した書面による申し入れをせずに、解約 することができます。」と定めております。

※代替措置、改善計画等は、別紙で明記することも可とする。